

令和6年5月16日

各位

西兵庫信用金庫

当金庫元職員の現金着服事案について

このたび、当金庫においてお客さまからお預かりした金銭を着服する不祥事件が判明いたしました。社会的、公共的役割を担い、信用を旨とするべき金融機関として、かかる事態を招いたことについて役職員一同深く反省するとともに、被害にあわれたお客さまを始め、日頃から当金庫をご愛顧いただいておりますお客さまおよび関係者のみなさまに対して心からお詫び申し上げます。

今回の不祥事件を真摯に受け止め、管理態勢の充実強化を図り、役職員一同、再発防止に努めてまいります。

1. 事件の概要

当金庫龍野支店に勤務していた営業担当の元職員(男性、26歳)が、令和6年1月から2月にかけて、定期積立の集金時に、お客さまの掛込金を着服していました。お客さまからの問い合わせにより金庫内で調査した結果、令和6年3月11日に累計額61万円を着服していたことが判明いたしました。

2. 被害に遭われましたお客さまへの対応

被害に遭われましたお客さまには、事実関係を説明したうえで深くお詫びを申し上げ、全額弁済させていただきました。

なお、被害額につきましては、元職員の家族より全額弁済を受けております。

3. 監督官庁への届出等

事件判明後、法令に基づく監督官庁への届け出を行っております。また、所轄の警察署にも相談しております。

4. 責任処分

元職員は、令和6年4月29日付で懲戒解雇処分といたしました。また、関係役職員につきましても内部規程に基づき厳正な処分を行います。

5. 今後の対応

当金庫は、法令遵守を経営の最重要課題の一つと位置付けて、コンプライアンスの強化に取り組んでおりますが、今回の事件を厳粛に受け止め、さらなる内部統制の充実・強化に努めてまいります。

本件に関するお問い合わせ先：総合企画部 小倉 早川 志水

TEL 0790-62-7701